

令和8年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年3月6日（金）

○三浦充博議員（登壇）

日本維新の会、三浦充博です。

通告に基づいて3項目質問いたします。

まず、1項目めの質問は、高齢者バス等優待乗車助成事業の選択肢拡充についてであります。

姫路市では、これまで高齢者の公共交通利用を支援する制度として高齢者バス等優待乗車助成事業を実施してきました。この事業の中で、I COCAカードを利用した鉄道交通の助成も以前には実施していましたが、令和6年9月にその制度だけが廃止されることとなりました。

廃止の理由として、I COCAは鉄道利用だけでなく電子マネーの機能も有しているため、本来の公共交通支援という目的から外れ、買い物などの利用が生じてしまったことが課題になったと認識しています。

しかしながら、現在、鉄道を主な交通手段としている市民の方からは、「私たちは本当に鉄道を利用して生活しているのに支援の枠組みから外されてしまった」との声が寄せられております。

各地域の鉄道駅の周辺に住んでいる方の中には、鉄道で姫路駅など主要な駅まで移動して、そこで買い物や病院などに行かれる方も多くいらっしゃいます。

また、もう一点、姫路市内においてバスの路線と鉄道路線は、それぞれが公共交通のエリアを補い合う形で市内全域の移動を支えています。鉄道の駅がある地域では、その周辺にバス路線が通っていないというケースもあります。

1つの分かりやすい例を挙げますと、姫路市のJR太市駅周辺などは、バスの路線から離れている地域となっています。駅周辺の方からは、バスの停留所までは遠すぎて歩けないんだという声が、実際に寄せられています。

令和6年の第2回定例会においても、白井議員からこのI COCA助成制度が廃止になったことについて質問がありました。このときの当局の答弁としては、「引き続き鉄道事業者と協議を行うとともに、他都市の事例も参考にしながら研究を進めてまいります。」と述べられていました。

しかし、現在はまだ、鉄道に利用できる制度の復活はされていない状況です。

そこでお伺いいたします。

本件について、姫路市とJR西日本との協議や制度設計に関しての詳細な話し合いを行ったことはあるでしょうか。

例えば、I COCAカードを買物には利用ができない設定にするなど、利用システムの調整や変更などは実際に提案されているでしょうか。市民の方も非常に期待を持っているところでもあります。これまでどういった協議が行われてきたのか、ご所見をお願いいたします。

以上、私の1項目めの第1問を終わります。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

鉄道助成の再開に向けたJR西日本との協議についてでございますが、I COCAカードを買い物など目的以外の用途に利用できないようにすることを前提に複数回協議を行いました。

しかしながら、JR西日本からは「I COCAカードに制限を設けることは困難である」との回答を得ており、鉄道利用に限定できる新たな仕組みの構築に向けた協議を継続しているところでございます。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ご答弁ありがとうございます。

複数回協議も重ねておられるということで、検討の方です、ずっと継続していただいているということが分かりました。質問を続けます。

I COCAカードの設定変更というのは難しいということで理解しました。

そうなりますと、そのほか方法はないものかと、いろいろとアイデアを考えるとところではあるんですけども、例えばI COCAの利用履歴といったものはですね、券売機などで印刷が可能というところも聞いております。

そうしたところをもってですね、役所の方にそうした紙面を持って行って、そこで承認をもらうといった方法であったりとかですね。あるいは、紙面の割引チケットであったり、回数券、そうしたものを支給していくといった方法などいろんな方法は考えられます。

ただですね、こうした紙面などを使ったアナログの方法というのは、事務的な業務の負担が生じてしまうということもありまして、難しいと認識するところでもあります。

そうなりますと、やはり電子システムとしての方法が必

要になるところと考えます。

I COCAのような広域なICカードを活用した課題は、姫路市に特有の問題ではなく、他の自治体においても同様に生じている課題であると考えます。

姫路市としても、何とか協議を重ねていると思いますが、その中で、他都市の事例も参考にしながら、将来に向けた解決策は協議されているでしょうか。

時間や開発の労力が必要にはなりますが、いっそのこと新しいシステムの構築などもJR西日本と協議されるべきかと思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

I COCA以外の新たな取組について、本市が来年度4月から導入予定のタクシー助成において使用するデジタルチケットの2次元コードを活用した助成方法をJR西日本に対して提案を行いました。現時点で実施は困難との回答がございました。

現在、JR西日本とはI COCAカードを活用し、鉄道利用の実績に応じてポイントを還元する新たな取り組みを実証的に始められるよう協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

先ほど、ポイント還元方式といった助成の制度についておっしゃっておられました。

ここはですね、非常に鉄道助成の復活も期待される場所ですので、引き続き検討を進めていただければと思います。

私自身もですね、つい先日、JRの職員の方とお話する機会もありまして、そうしたポイント還元方式についても伺うことができました。

この制度もですね、まだまだ今年の1月に、全国的には1月に試行的に始まったところでして、まだまだ実績がない状況ということも聞いております。

ただ、この問題はですね、他都市においても全く同様の

課題を持っていて、JRとその他都市が、多くがこの協議を進めているところだということもお聞きしています。

そうなりますと今年の中にですね、他都市の方もこのポイント還元方式を採用していくということも十分に考えられます。

姫路市よりも先行してですね、開始するところもあるかと思しますので、そうしたところはこの他都市での動向、それから発生してくる問題点であったり、そういうところもですね、十分に注視しながら進めていただきたいということをお願いします。

そしてですねもう1点、特にですねこのポイント還元方式となりますと、マイナカードと連携するといったところも、そういう方法も聞きしています。

そうなりますと電子的なトラブルやエラーが生じないかというそういった懸念も考えられます。

そして高齢者の方もですね、やはりスムーズに申請ができるようにですねその導入方法についてはですね、十分慎重に検討していただきたいと、これをお願いしたいと思います。

これを要望とさせていただきます、私の第1項目めの質問を終わります。

次に、2項目めの質問として、教職員の胃がん検診制度の見直しについて伺います。

現在、教職員の働き方改革などの変化が求められており、教職員の方の健康を守ることは、教育の質を保つ上で極めて重要と考えられています。

そこで、教職員の方が現在毎年受けられている検診制度について伺います。

全国の教職員の方は、40歳以上になると毎年必ず胃の疾病及び異常の有無の検査を受けなければなりません。そして、姫路市立学校園に勤務する教職員の場合は、胃部エックス線、いわゆるバリウム検査を全額公費負担で受診しています。

こうした教職員の方が慣習的にバリウム検査を継続しているという現行の制度は、市民向けのがん検診と比較するとかなり厳しい内容になっていると考えます。

姫路市民の場合は40歳以上の方であれば、2年に1回バリウム検査を3,600円の自己負担で受診ができます。これは希望する人だけが受けるものとなっております。

また、40歳、50歳、60歳の節目にはバリウム検査は無料であり、さらに自己負担額5,000円で胃カメラ検査の方も

選択できます。

一方で教職員の方は、40歳以上は毎年公費負担でバリウム検査を受けることとなっています。現場のほう、教職員の方の現場のほうからはですね、「バリウムが体に合わず体調を崩す」、「下剤を飲むため、検査の後がとても苦しい」、「胃カメラはなぜ推奨されていないのか」、といった声が寄せられています。

こうした現場からの声をお声を踏まえ、希望する人だけがバリウム検査を受ける制度とすることはできないでしょうか。あるいはバリウムに加えて、胃カメラも選択できるような制度にすることはできないのでしょうか。ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

お答えいたします。

教職員の健康診断の検査項目につきましては、学校保健安全法施行規則第13条において、40歳以上のものに対し、毎年、胃部検査を実施することが明確に規定されております。

学校の設置者であります教育委員会といたしましては、対象者に健診の機会を確実に提供する法的責任がございます。そこで、効率的かつ網羅的に実施できる集団健診において、胃部検診、胃部検査をバリウム検査で実施しております。

一方で、バリウム検査に苦手意識を持つ教職員や、より精密な検査を望む教職員への配慮も重要であると認識しております。

そのため本市では、集団検診によるバリウム検査を希望しない場合、個別に医療機関や人間ドックを受診し、胃の内証検査、いわゆるカメラ検査の結果を提出することで、法令に基づく検診を受診したものとみなす柔軟な運用を行っております。

これにより、職員が自らの健康状態や希望に合わせた検査方法を選択できる環境を整えているところでございます。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

国の法令でですね、決められている内容ということで、姫路市だけがですね独自に、例えば希望者だけが受診できるような形に変えるということは難しいということで認識しました。

この、先ほどおっしゃられた学校保健安全法施行規則についてはですね、私もその内容や改正されてきた経緯について確認いたしました。

この法令は昭和33年にできたものであり、そこからはずっとバリウム検査が必須項目として明記されてきています。

そしてようやく10年前に、バリウム検査に加えて医師が適当と認める方法、ここで言いますと、例えば、胃カメラ検査のことを指していると思うんですけども、こうした方法も新たに追加して認めるという内容に改正されています。

ただ問題なのはですね、ここで方法として認めるという内容の文章ですけども、それぞれ胃カメラ、そしてバリウム、それぞれどれだけの補助を出すかということまでは、もちろん記されていないものとなっています。

つまりこのバリウム検査や胃カメラ検査に対しての補助額については、各教育委員会やあるいは各自治体において判断されることとなっています。

姫路市においては、これまでの慣習通りにバリウム検査を受診した場合、全額公費負担で受診となっております。胃カメラ検査を選択した場合には、どこかの病院に自分で予約をですね、費用については全額自己負担というルールになっています。

一方で、他都市の事例となりますが、例えば、埼玉県の大川市においては、胃カメラ検査を選択した場合も全額を補助するという手厚い事例も現在、存在しています。国のほうで学校保健安全法施行規則の改正があったものですね、自治体によって差が生じてきているという懸念が考えられます。

姫路市としては、胃カメラ検査を選択した教職員に対しても、バリウム検査のほうで行っている補助と同等額を適用しました自己負担額を減らす必要があるのではないかと考えます。

姫路市として、このカメラ検査への費用補助についての制度、これを検討すべきと考えますが、この点いかがでしょうか、ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

費用補助の在り方につきましては、検診ニーズの動向や他都市の運用状況等に注視しながら、そうですね、受診者の負担軽減も含めまして、しっかりと効果的な検診の在り方について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

なかなかですね、現時点ではすぐの制度を変更というところは難しいかと思われそうですが、重ねて申し上げたいことというのはですね、市民の方に向けては既にカメラの選択しやすい制度変更というところもこの努力がなされてきているということです。

2年前になりますけれども、そうした胃カメラのほうも選択しやすいように、5,000円の自己負担額でそうした制度設計もされているというところでは。

教職員の方もですね、当然ながらこれからそうしたところが求められるところと考えます。

時期的な違いは、市民の方との制度との時期的な違いはどうしても生じてしまうと思いますけれども、今の時点からぜひ検討を始めてですね、そうした制度設計、検討を始めていただきたいということを、これをお願いしたいと思います。

この点を最後に要望とさせていただきながら、以上で2項目めの質問を終わります。

次に3項目めの質問として、ひとり親家庭の子どもへの親子交流支援についてお伺いいたします。

私は昨年3月の定例会において、姫路市の養育費確保事業や親子交流支援事業について、一般質問させていただきました。

その際に、当局から養育費については、現在実施している他都市の動向を注視しながら、申請者のニーズに寄り添った支援が行えるように検討を進めてまいりたい、との答弁がありました。

この点については現在、本市として実施している養育費の保証料補助制度を、現在のところの最善の方法として、引き続き事業の継続をしていただいと認識していません。

こうした養育費については一定の取組が継続されてい

ますけれども、一方で、親子交流の支援については、そうした事業がまだ実施されていない状況と認識していますので、この点について、このたび再度質問させていただきます。

先ほど申し上げた、昨年の定例会の際に、当局からは、親子交流に対する支援については限られた財源の中で、ひとり親家庭のニーズを見極めた上で、必要な事業の実施について検討を進めたいとの答弁がありました。あれから1年が経過しています。

この間、当局において、例えば他都市への制度研究や、あるいは実際に親子交流の現場の声をお聞きするなど、具体的な取組はありましたでしょうか。また、その中で、何かしらの新しい知見が得られましたでしょうか。

まずはこの1年間の取り組んできた内容とそこから得られた結果について、ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長

お答えをいたします。

昨年3月以降の具体的な取組状況でございますが、先行自治体への聞き取りや、本市で親子交流事業を実施しているNPO法人に現状を伺うための面談、あと全国ひとり親世帯等調査をはじめとする各種調査結果等の情報収集を行っております。

先行自治体への聞き取りにおきましては、大きく分けて、親子交流事業を自治体が直接もしくは委託により実施する方法、または、民間の親子交流支援事業を利用する際の利用料を助成する方法のいずれかで支援されており、いずれも年間の申請が極めて少ない件数にとどまっているという課題があることを把握しております。

このため、本年4月の共同親権の導入を受けて、先行自治体の申請件数や市民のニーズにどのような変化が生じるのかを引き続き注視してまいります。

また、親子交流支援に携わるNPO法人との面談では支援の最前線の現状や苦労を直接伺い、データだけでは見えない、現場で支援を行う人員の不足などの課題を認識することができたため、今後の施策を検討する際に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

ひとり親家庭のですね、ニーズがあるかどうかというところを見極めていくといった答弁がありましたけれども、ここで1つ申し上げたいこととしてですね、市民のニーズの声が聞こえていないからといってですね、こうした行政支援が不必要なわけではないということです。

他都市の事例についてはですね、私もこの先行して支援事業しておられる東京都の文京区や品川区の担当課の方に質問をしたことがあります。確かに、実績としては申請件数がまだまだ少ない状況であるということもお聞きしました。

ただ、やはりこの2つの都市においてですね、共通して同じ説明をしている点があります。これらの都市でこうした事業を開始した経緯として、市民の方からのニーズがあったということではなくてですね、むしろ法務省の指針というのがここ数年で変わってきたということが背景としてあったとのことでした。

養育費の確保と同様にですね、親子交流も強く推奨していくべきとの法務省の指針が現在示されています。

現在の親子交流における課題となりますけれども、調停や裁判を抱えている方にとって、離婚をした相手方に子どもを会わせたくないという感情を持つ方もいらっしゃいます。

こうした大人側の声やニーズを聞くということを事業を始める条件として考えてしまうと、恐らく10年後でもそうした親子交流が必要という声がですね、聞くことができないまま、こうした取組がストップしてしまうということが懸念されます。大人の声聞くというよりも、むしろ声を上げられていない子どもたちの声というのを意識していかなければいけないと考えます。

法務省のほうもですね、養育費と親子交流については、これまでなかなか大人同士の話し合いでは進みにくかったところ、これをですね、子どもたちにとって非常に大事であるんだという認識したことで、2年前には単独親権から共同親権に変更するというこの大きなかじを切った経緯があります。

また、現在の状況からよく認識していただきたいところというのはですね、経済的にも困窮しやすくなっているシングルファーザーやシングルマザーの方が、親子交流の支援を支援団体に依頼する場合ですね、1か月に1度、双方

合わせて2万円の出費を要することとなっている点です。経済的に大きな負担になることは相当想像できるところだと思います。

行政側でもですね、親子交流をしっかりと後押しをしていくために、こうした支援団体の利用料に対して市民の方に向けて補助していく、そうした制度が求められると考えます。

今年にはいよいよ共同親権の事実上の試行が始まっていきます。これからも、養育費の大切さ、そして親子交流の必要性、この2点は非常に注目されていくと考えます。

将来的にどのタイミングでこうした事業を始めようかと考えておられるかもしれませんが、私はこの共同親権が変わっていく、この今だからこそ取り組むべき課題であると考えます。

試行的にもこうした支援事業を検討していただけないでしょうか。ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長

お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、改正民法の施行を控え、離婚後も子どもが父母双方から適切な養育を受け、健やかに成長できる環境を整備することは重要な課題であると認識しております。

ただ一方で、全国ひとり親世帯等調査では親子交流を望まない方も一定数おられたという結果が示されており、これも重要なことではあります。

このため、先行自治体で申請件数が伸び悩んでいる現状を厳粛に受け止めるとともに、市民の皆様の声に耳を傾けて、そのニーズを見極めた上で、本市にとって必要な事業に優先順位を明確にして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

先行的に進めておられる他都市の事例の話も出たんですけれども、確かにその件数としてはまだまだ少ないという状況ではあります。

ただですね、やはり、そうした他都市の担当の方がおっしゃるにはですね、やはり、そうしたニーズというよりも、

やっぱりなんですけれども子どもたちの福祉を考えていくというそうした法務省の強い指針というところも受けて、勇気を持って始められてですね、そしてこれからも何とか継続していくんだということもおっしゃってられました。

先週の新聞記事になるんですけれども、神戸新聞のほうですね、兵庫県のほうでも養育費と親子交流、この2点については非常に注力していくという、そうした指針がですね、記事になっていました。

そしてですね、併せて、兵庫県のほうでは明石市とそれから尼崎市のほうで既に支援事業というのが始めているところとなっています。

こうした兵庫県内の都市にしろ、それから東京都の都市にしろ、この全体的にですね、やはり共通しているのは子どもたちの福祉を考えていくというところになっています。

ぜひですね、姫路市としてもそのニーズを捉えていくというところをですね、これを、ここにこだわることのないようにですね、ぜひぜひ、他都市の制度のほうもよく研究していただいて、ぜひ、検討を進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

これを最後に要望させていただいて、これにて私の全ての質問を終わります。

以上です。

○石堂大輔議長

以上で、三浦充博議員の質疑を終了します。